

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
- 福島県行政組織規則の一部を改正する規則
- 福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則
- 訓 令
- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則、福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則、福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則及び福島県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七十六号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表健康衛生総室の項中 「（業務課） 四十一 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

の施行に関すること。」を「（業務課） 四十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の施行に関すること。」に改める。

別表第三の二の表福島県薬事審議会の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

（行政経営課）

福島県規則第七十七号

福島県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福島県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改める。

別表六の項ア中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、同項イ中「福島県薬事法施行細則」を「福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第二項第一号アの改正規定（「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改める部分に限る。） 公布の日

二 別表六の項アの改正規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日

三 第二条第二項第一号アの改正規定（「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改める部分を除く。） 宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）の施行の日

（市町村行政課）

福島県規則第七十八号

福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則

福島県薬事法施行細則（昭和三十七年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

第一条中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に、「第百四十九条及び第百五十九条」を「厚生省令第百四十九条、厚生省令第百五十五条及び厚生省令第百七十八条」に改める。

第二条の見出しを「薬局等の管理に関する帳簿」に改め、同条中「及び農林省令」を「、厚生省令第百四十五条第一項、厚生省令第百五十八条の三第一項、厚生省令第百六

「(29)」に、「(6)から(8)まで」や「(8)から(10)まで」に改める。
 別表第一のこの表生産流通総室の部産産課の項10中「薬事法」や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項10の(3)中「第10条」や「第10条第1項」に改め、同項10の(4)中「第10条」や「第10条第1項」に改め、同項10の(5)中「及び高度管理医療機器等」や「高度管理医療機器等」に改め、「又は貸与業者及び再生医療等製品販売業者」に改め、同項10の(6)中「又は貸与業者」や「又は貸与業者及び再生医療等製品販売業者」に改め、同項11中「薬事法施行令」に改め、同項11の(2)中「第44条第1項」や「第44条」に改め、同項11中「福島県薬事法施行細則」や「福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改める。

附 則

この訓令は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。ただし、別表第二の5の表健康衛生総室の部業務課の項11の(6)の改正規定、同項11の(6)の次に次のように加える改正規定、同項11の(13)の改正規定、同項11の(21)の改正規定、別表第二の7の表生産流通総室の部産産課の項10の(3)の改正規定、同項10の(7)の改正規定、同項10の(8)の改正規定、同項10の(12)の改正規定及び同項11の(1)の改正規定は、平成二十六年十一月二十一日から施行する。

（行政経営課）